

奈良県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十九年六月二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
おおはし歯科	生駒市山崎町二一―三九 グラ ンレーヴ東生駒一階	平成二十九年四月 三十日